

## 富士見市少年野球連盟大会要項

朱書きは令和2年1月より改正又は追加された部分

### 1 規約

- (a) 本連盟の主催する大会は、公認野球規則及び(財)全日本軟式野球連盟(以下「全軟連」という)競技者必携(学童の部)並びに本連盟の大会要項に基づいて実施する。
- (b) 選手登録は、1チーム20名以内とする。抽選会に登録名簿を2部提出し、連盟の承認を受け、各チーム1部を保有する。選手の背番号は0番から27番までとする。
- (c) 本連盟で行う大会は、高学年大会及び低学年大会とし、トーナメント戦又はリーグ戦方式で行う。
- (d) 高学年大会は、7イニング又は1時間30分で行う。なお、1時間30分を過ぎて新しいイニングには入らない。
- (e) 低学年大会は、6イニング又は1時間30分で行う。なお、1時間30分を過ぎて新しいイニングには入らない。
- (f) 高学年大会、低学年大会とも、規定イニング又は規定時間が終了しても同点の場合は引き続き特別延長戦(タイブレーク。**継続打順で、前回の最終打者を一塁走者、その前の打者を二塁の走者とする。すなわち、ノーアウト・二塁の状態にして**)を2イニング行い、それでも勝敗が決しない場合は、抽選を行う。ただし、1日2試合の場合は第1試合に限り特別延長戦は行わず抽選とするが、他連盟大会との1日2試合の場合はこの限りではない。タイブレーク及び抽選の方法は、全軟連「競技に関する連盟特別規則」を適用する。
- (g) 高学年大会における日没又は荒天によるコールドゲーム(試合成立)は、5回の表裏を終了したとき又は60分を経過したときとし、得点差によるコールドゲームは、4回10点差、5回以降7点差以上とする。
- (h) 低学年大会における日没又は荒天によるコールドゲーム(試合成立)は、4回の表裏を終了したとき又は60分を経過したときとし、得点差によるコールドゲームは、3回10点差、4回以降7点差以上とする。
- (i) 荒天によりコールドゲーム(試合成立)となったときは、以降の試合を中止とする。
- (j) 大会中に事故や病気等で選手が減少し、チーム編成ができなくなった場合は、低学年の選手を登録することができる。ただし、本連盟会長、事務局長及び審判部長の三役が協議して決定するものとする。なお、低学年とは4年生以下の選手であり、チームの主力を形成するものではない。

(k) 本連盟の使用球は、ケンコーボールJ号とし、試合ごとに1チーム2個を提出する。

## 2 競技運営に関する取り決め事項

(a) チームは、試合開始時間の1時間前にグラウンドに到着し、監督と主将はメンバー表を持って本部席に集合すること。なお、荒天のときは、チームの責任者が第1試合の開始1時間前にグラウンドに集合して試合予定を確認する。電話での確認は受け付けない。

(b) ベンチは、組合せ番号の若い方を1塁側とする。

(c) ベンチに入れるのは、代表、監督(30番)、コーチ2名(28番・29番)、スコアラーの5名とし、背番号のないコーチ及びユニフォームを着用しないコーチのベンチ入りは認めない。

(d) 監督・コーチは選手と同一のユニフォーム(帽子・アンダーシャツ・ストッキング等)を着用する。代表及びスコアラーには選手と同一の帽子着用を義務付ける。

(e) 登録した監督が不在の場合は代理監督を認めるが、試合前に本部席に届け出るものとする。

(f) シートノックは5分間とし、後攻のチームより行う。捕手はマスク、プロテクター、ファールカップ等の装具を必ず着用する。なお、危険防止のため2カ所でのシートノックを禁止する。

**補助員としてコーチ(背番号28・29)を認める。補助員はヘルメットを着用すること。なお、コーチ1人のブルペン捕手を認める。(試合開始前までの間を許可する)**

(g) 投手の投球練習は、初回は**1分以内**7球、2回以降3球とする。再登板のときは**1分以内**5球とする。救援投手登板のときは**1分以内**7球とする。

**(捕手が防具装着の間は、投球数に関係なく、控え捕手は座って投球を受けることができる。)**

(h) 走者が、ベースコーチ又は次打者とハイタッチや接触をした場合は、次のように扱う。

(ア) 走者に触れるか、又は支えるかして、走塁及び帰塁を肉体的に援助したと審判員が認めた場合は、その走者をアウトにする。

(イ) 走者の本塁通過後のハイタッチは、プレーに関係ないので、アウトにしない。

(ウ) その他の紛らわしい行為は注意とする。

(i) バット引きの選手は、プレーが一段落するまでグラウンドに入らないよう注意する。

(j) 打者は、むやみにバッターボックスをはずしてはならない。審判員は、打者がサインを確認するためにバッターボックスをはずしたとき、その打者及び指導者を注意する。

(k) 試合を円滑に進行させるため、試合中のタイム回数を以下のとおり制限する。

①守備側タイム 監督3回、選手3回

②攻撃側タイム 3回

なお、特別延長戦となった場合は、守備・攻撃とも2イニングに1回とする。

注1) 野手(捕手を含む)が投手の所へ行った場合、そこへ監督が行けば双方(監督タイム・選手タイム)1回と数える。逆の場合も同様とする。投手交代の場合は監督のみ回数には含めない。

注2) 守備側のタイム中でも、攻撃側監督がベンチから出て打者や走者に指示した場合も攻撃側タイム1回とする。

(l) 投手の投球制限については以下のとおりとする。

(ア) 投手の投球については、肘・肩の障害防止を考慮し、1日7イニングまでとする。

但し、タイブレーク方式の直前のイニングを投げ切った投手に限り、一日最大9イニングまで投げるができる。タイブレークとなった場合に投げるができる投手は、タイブレーク方式の直前を投げ切った投手か、あらたな投手(その日1球も投げていない選手)に限り、1日2イニングまで投げるができる。

投球イニングに端数が生じた時の取り扱いについては、3分の1回(アウト1つ)未満であっても、1イニング投球したものとして数える。

(イ) 1日2試合を限度とする(低学年大会は6イニングとする)。

(m) 申告故意四球を行うときは、守備側チーム監督がタイムを要求し、審判員に故意四球の意思を伝える。

(n) 投球当時の解釈については以下のとおりとする。

投球当時とは、投手が打者への投球動作を起こした時をいう。すなわち、

① Windアップポジションでは、投手が打者に向かって投球に関連した自然の動作を始めた時、いわゆる Windアップ又は投球動作を始めた時をいう。

② セットポジションでは、投手が身体の前面で両手を合わせてセットに入った後投手が打者に向かって投球に関連した自然の動作を始めた時をいう。

(o) 投手の牽制球がそのままボールデッドとなったときは、投手板に触れている、いないに関わらず、テイクワンベースとする。

(p) 野手が飛球を捕球した後、ボールデッド箇所に踏み込んだり、倒れこんだ場合、ボールデッドとなり、各走者は野手がボールデッドの箇所に入った時の占有塁から1個の進塁が許される。

### 3 審判員に関する取り決め事項

- (a) 審判員は、審判員としてふさわしい服装及び帽子を着用する。運動着やチームのユニフォーム・帽子での審判を禁止する。
- (b) 審判員は、試合開始時間の1時間前にグラウンドに到着し、試合に備える。
- (c) メンバー表と登録名簿との照合が可能な場合は、ベンチ前におけるメンバー確認を行わないこととする。
- (d) 審判員は、試合前にチームの用具点検を実施する。点検項目は、バットのへこみ及びテープのはがれ、ヘルメットのひび割れ及びパットの欠落、各用具の変形等とする。
- (e) 試合中に雷が発生した場合、審判員は直ちに状況判断を行い、近付いていると感じたときは試合を中断し全員を避難させる。本連盟は、木製バットでの試合継続を禁止する。

### 4 リーグ戦の順位決定方法

- (a) 勝ち点方式とする  
勝：3 負：0 引分け：1とし、点数の多いチームを上位とする。
- (b) 同点チームが3チーム以上の場合は、当該同士の勝者、コールドゲーム数の多いチームを上位とする。
- (c) コールドゲーム数が同一の場合は、早いイニングにコールドゲームとしたチームを上位とする。
- (d) 3チーム以上すべて同条件の場合は、試合時間1時間を限度として5回戦を行い決定する。それでも同点の場合は、抽選で決定する。

### 5 その他

- (a) 試合時間の変更は原則として認めない。ただし、学校行事及び他の大会と重複した場合は、3日前までに会長または企画部長へ連絡し調整を依頼すること。
- (b) 相手チーム及び自チーム選手並びに審判に対する野次は、内容のいかんに係わらず一切禁止する。
- (c) ユニフォームを着用する者は、その着こなしに留意し、特に、ストッキングは3分の2以上見えるように履くこと。
- (d) 選手の手袋の使用は認めるが、投手については認めない。また、選手のリストバンド、サポーター及びネックレスの使用を認めない。負傷による包帯、テーピング等が必要な場合は、試合前に審判員の承諾を得ること。

(e) ベンチに入っている代表、監督・コーチ、スコアラーのサングラス着用を禁止する。  
目の病気・負傷によりサングラスが必要な場合は、試合前に審判員の承諾を得ること。

(f) 試合会場への素振り用パイプ及びバットリングの持ち込みを禁止する。

(g) 小中学校を試合会場とする場合は、敷地内での禁煙を厳守すること。

#### 附則

この要項は、平成13年3月から施行する。

この要項は、平成16年1月25日から施行する。

この要項は、平成19年1月28日から施行する。

この要項は、平成21年1月25日から施行する。

この要項は、平成23年1月22日から施行する。

この要項は、平成27年1月25日から施行する。

この要項は、平成28年1月31日から施行する。

この要項は、平成29年1月28日から施行する。

この要項は、令和2年1月26日から施行する。